

「学校安心ルール」(大成小学校)

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・自分のことや友達のことを大事にする	・ルールを守る	・指導されたことは聞き入れる	・勉強する
第1段階	・授業時間に故意におくれる	・からかう、ひやかす ・無視・悪口・落書き ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす るなどして、他の子に悪 影響を及ぼす。	・仲間はずれにする ・暴言 ・こわがるようなことをし たり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・学校の物をこわす ・地域の人や物に対して悪 影響を及ぼす。	・その場で注意 ・家庭連絡 ・個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をす る	・いやがることを無理やり させる ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく反抗 する ・暴力をふるう	・法律に違反するようなこ とをする。	・家庭連絡 ・個別指導 ・関係諸機関と連携し、指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為については、関係諸機関と連携し、対応について協議する。				

＜ルール表作成上の留意点＞

※この「学校安心ルール」(大成小学校)の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのものです。
※内容についてはあくまでも例示であり、実際には児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。